

浦国運第6号
令和5年9月6日

浦安市長 内田 悅嗣様

浦安市国民健康保険運営協議会
会長 石川正純



答申書

令和5年8月22日付け浦国第488号で諮問のありました、令和6年度浦安市国民健康保険税の税率・税額の改定について、下記のとおり答申します。

記

令和6年度浦安市国民健康保険税の税率・税額の改定について、当協議会で慎重に協議した結果、市提案のとおり、後期高齢者支援金分の所得割率を0.47パーセント、介護納付金分の所得割率を0.35パーセント、均等割額を2,800円の引き上げが適当であると判断し、全会一致で了承します。

答申理由

本市の国民健康保険税は、一般会計から決算補てん目的の法定外繰入をしている状況であり、早期な解消・削減のためには、より多くの税率・税額の改定が必要です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響、ロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響などの物価高騰の社会経済情勢に鑑み、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮したところです。

なお、国民健康保険税の税率・税額の改正のみに頼ることなく、更なる収納率の向上に努めるとともに、被保険者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化等の取組を推進し、国民健康保険財政の健全かつ安定的な運営のため、一般会計からの決算補てん目的の法定外繰入の計画的な解消・削減に努めていただきたい。